

---

# 1年合格総合コース

## 体験講義① 民法 I

---

### 参照条文・関連過去問

※ ガイダンステキストに関連する条文・過去問を載せています。

## 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



【参照条文】

(詐欺又は強迫)

第96条

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

(取消権者)

第120条

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

- 2 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

(取消しの効果)

第121条

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(取り消すことができる行為の追認)

第122条

取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。

(取消し及び追認の方法)

第123条

取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。

(追認の要件)

第124条

追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。

- 2 成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後

でなければ、追認をすることができない。

- 3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

(法定追認)

第125条

前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 六 強制執行

(取消権の期間の制限)

第126条

取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

(不動産に関する物権の変動の対抗要件)

第177条

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

## 【司法書士本試験問題 午前H18-06】

詐欺又は強迫に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、「善意」又は「悪意」は、詐欺又は強迫の事実についての善意又は悪意を指すものとする。

ア A所有の土地にBの1番抵当権、Cの2番抵当権が設定されており、BがAに欺罔されてその1番抵当権を放棄した後、その放棄を詐欺を理由として取り消した場合、Bは、善意のCに対してその取消しを対抗することができる。

イ Aは、Bに欺罔されてA所有の土地をBに売却した後、この売買契約を詐欺を理由として取り消したが、その後に悪意のCがBからこの土地を買い受けた場合、Aは、登記無くしてその取消しをCに対抗することができる。

ウ AがBに強迫されてA所有の土地をBに売却し、善意のCがBからこの土地を買い受けた後、AがAB間の売買契約を強迫を理由として取り消した場合、Aは、Cに対してその取消しを対抗することができる。

エ AがBに欺罔されてA所有の土地をBに売却した後、善意のCがBからこの土地を買い受けた場合、Aは、詐欺を理由としてAB間の売買契約を取り消すことはできない。

オ AがBに欺罔されてA所有の土地を善意のCに売却した場合、Aは、AC間の売買契約を詐欺を理由として取り消すことはできない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

正解 4

- ア ○ 大判明 33.5.7。詐欺による意思表示の結果、反射的に利益を取得した者は民法 96 条 3 項で保護される「第三者」には当たらない。Cは反射的な利益として1番抵当権の順位を得たにすぎず、「第三者」には当たらない（大判明 33.5.7）。従って、本記述は正しい。
- イ × 詐欺取消し後の第三者については、民法 177 条が適用され、対抗要件としての登記を備えた方が優先することとなる（大判昭 17.9.30）。従って、本記述は誤っている。
- ウ ○ 詐欺と異なり、強迫による意思表示は常に取消しが可能であり、善意の第三者にも対抗し得る（大判明 39.12.13, 大判昭 4.2.20）。従って、本記述は正しい。
- エ × 詐欺取消しは、善意の第三者には対抗できないが、当事者間では取消しの効果を生ずる。従って、本記述は誤っている。
- オ ○ 第三者が詐欺を行った場合、相手方がその詐欺の事実を知っていたときに限り意思表示を取り消すことができる（民法 96 条 2 項）。従って、本記述は正しい。
- 以上により、誤っている記述はイとエであり、従って、正解は肢 4 となる。

## 【司法書士本試験問題 午前 H10-04】

AがBの詐欺により、Bとの間で、A所有の甲土地を売り渡す契約を締結したという事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aが詐欺の事実気付いた後に、BがAに対し、相当の期間を定めて売買契約を追認するかどうかを確答するよう催告した場合、Aがその期間内に確答しなければ、Aは、売買契約の意思表示を取り消したものとみなされる。

イ Aは、詐欺の事実気付いた後に、売買代金の支払請求をした場合であっても、その際に異議をとどめていれば、なお売買契約の意思表示を取り消すことができる。

ウ 売買契約の締結後、20年が経過した後にAが初めて詐欺の事実気付いた場合、Aは、売買契約を取り消すことができない。

エ Aは、詐欺の事実気付いて売買契約の意思表示を取り消した場合において、Bへの所有権移転登記を経由していたときは、Bが第三者に転売した後であっても、Bに対し、その登記の抹消を請求することができる。

オ Aは、詐欺の事実気付いて売買契約の意思表示を取り消した場合において、Bへの所有権移転登記を経由していたときは、Bに対し、受領済の代金及びこれに対する受領時以後の法定利率による利息を返還しなければならない。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

正解 2

- ア × 詐欺による意思表示について、追認するか否か期間内に確答するよう催告し、期間内に確答しなければ、意思表示を取り消したものとみなされる旨の規定は存在しない（民法 20 条 3 項、4 項、114 条参照）。従って、本記述は誤っている。なお、被保佐人・被補助人が意思表示をした場合に、相手方がこれらの者に対して、それぞれ、保佐人・補助人の追認を得るよう催告した場合に、これらの者が期間内に追認を得たとの通知を発しないときは、その意思表示を取り消したものとみなされる（民法 20 条 4 項）。
- イ ○ 民法 125 条柱書ただし書。追認をすることができる者（取消権者）（民法 122 条本文、120 条）が、追認をすることができる時以後に、社会観念上追認と認められるような一定の行為をすると、追認をしたものとみなされる（法定追認、民法 125 条）。履行の請求は法定追認と認められる行為に含まれる（民法 125 条 2 号）。もっとも、請求の際に、異議をとどめていれば、追認したものとみなされない（民法 125 条柱書ただし書）。従って、本記述は正しい。
- ウ ○ 民法 126 条。取消権は、行為の時から 20 年を経過したときは、時効によって消滅する（民法 126 条後段）。よって、Aは、たとえ詐欺の事実気付いた直後であったとしても、契約の締結後 20 年を経過した後に、当該契約を取り消すことはできない。従って、本記述は正しい。
- エ ○ 詐欺による意思表示の取消しは善意の第三者に対抗することができない（民法 96 条 3 項）。よって、第三者が善意であれば、Aは当該第三者に対しては取り消した旨を主張することはできないが、相手方であるBに対して取消しを主張することは可能である。そして、取り消された行為は初めから無効であったものとみなされる（民法 121 条本文）ため、AからBに、所有権移転登記を経由していたときは、Bに対し、その登記の抹消を請求することができる。従って、本記述は正しい。
- オ × 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされる（民法 121 条本文）。よって、Aは受領済の代金をBに返還しなければならない（民法 703 条）が、善意の受益者であるため、受領時以後の法定利息までは、返還する必要はない（民法 704 条参照）。従って、本記述は誤っている。

以上により、誤っている記述はアとオであり、従って、正解は肢 2 となる。









あなたの熱意

辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371 (代表) ☎0120-319059 (受講相談)  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670京都フクトクビル6F  
TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)

岡山 校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335